（準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第二条　準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五　屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ～ホ　（略） ヘ　構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1)～(3)　（略） 二　（略）	第五　屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ～ホ　（略） ヘ　構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第三千七十九号）箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1)～(3)　（略） 二　（略）

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第三条　建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（品質基準及びその測定方法等）	別表第二（品質基準及びその測定方法等）
（略）	（略）

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第十号に掲げる建築材料	一　寸法及び曲がりの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲がりの基準値については、この限りでない。	一　寸法及び曲がりの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イ～ハ　（略） ニ　曲がりの測定は、製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）第二部箇条四に規定する測定方法によって行うこと。

（略）

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第十号に掲げる建築材料	一　寸法及び曲がりの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲がりの基準値については、この限りでない。	一　寸法及び曲がりの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イ～ハ　（略） ニ　曲がりの測定は、製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第一部箇条六に規定する測定方法によって行うこと。

（略）